

竹原市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要綱

改正 平成29年5月30日告示第59号

令和元年5月29日告示第61号

（趣旨）

第1条 市が実施する建設工事の一般競争入札（入札後に当該入札に参加する者に必要な資格を審査する方法をいう。（以下「一般競争入札（事後審査型）」という。）の事務に関し必要な事項は、別に定めるもののほかこの要綱にさだめるところによるものとする。

2 一般競争入札（事後審査型）以外の方法により入札を行う場合は、市長が別に定めるところによるものとする。

（対象工事）

第2条 この要綱の規定は、竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号。以下「執行規則」という。）の適用を受ける工事（以下「工事」という。）を対象として適用する。ただし、市長が一般競争入札（事後審査型）に付すことが適当でないと認める工事は、この限りではない。

（入札に参加する者に必要な資格）

第3条 一般競争入札（事後審査型）に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該工事の業種について、執行規則第6条に規定する資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。

(2) 資格認定に係る格付けの等級が、工事の請負対象設計金額に応じ、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成29年竹原市告示第57号）に定めるものであること。

(3) 工事の業種に係る年間平均完成工事高（資格認定の基礎になっている経営事項審査の総合評価値通知書に掲げる金額とする。以下同じ。）が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以上であること。

(4) 工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号）第2条及び第21条若しくは竹原市建設工事指名除外要綱（平成29年竹原市告示第26号）に規定する入札の参加者の資格除外（以下「参加資格除外」という。）の対象となっていないこと。

(5) 工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

(6) 工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、当該受託者と資本面及び人事面において関連を有さないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

2 前項に掲げる資格要件のほか、工事の種類又は性質等応じて、次の要件を加えることが

ある。

- (1) 工事と同一の業種について主たる営業所を開札日から遡って継続して1年以上市内に有すること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 工事と同規模の公共工事について元請での施工実績(原則として直近15年以内のものとする。)を有すること。
- (3) 工事と同一の業種又は種類の公共工事の元請での施工実績を有すること。
- (4) 工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者(経験の有無及びその時期を指定することがある。)を配置(専任配置を条件とすることがある。)することができること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(資格要件の決定等)

第4条 工事の資格要件は、竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱(令和元年竹原市告示第59号)第1条に規定する竹原市建設工事等入札参加者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の議を経て市長が定める。

2 前項の議事は、工事主管課が工事の資格要件の原案を作成するとともに、財政課長が当該工事における当該資格要件に該当する事業者(資格認定を受けているものに限る。)の状況を添え、選定委員会に諮るものとする。

(公告)

第5条 市長は、別に定める様式により、竹原市契約規則第5条各号に掲げる事項を竹原市役所掲示場への掲示、財政課及びインターネットを利用する方法によって公告する。

2 公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる事項及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項(以下「個別事項等」という。)のみを記載し、全ての案件に共通であるような事項(以下「共通事項」という。)は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。この場合の標準的な書式文例は、別に定めるとおりとする。

(予定価格の事前公表)

第6条 当該工事の予定価格は前条に規定する公告に記載し、事前に公表するものとする。ただし、市長が認める場合は事後に公表することがある。

(設計図書の閲覧)

第7条 設計図書は公告に定める期間、財政課及びインターネットを利用する方法により閲覧に供する。

2 前項の設計図書に対する質問は、別に定める質問書によって受け付けるものとし、この回答は前項に定める方法により閲覧に供する。

(電子入札システムの使用)

第8条 一般競争入札(事後審査型)は、原則として、竹原市電子入札実施要綱(平成17年9月1日施行)に定めるところにより電子入札システム(広島県と県内市町が共同利用する電子入札等システムをいう。以下同じ。)を使用して行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、書面入札(電子入札システムを使用しないで、入札から落札者決定までの手続を行う入札等をいう。以下同じ。)によることがある。

(工事費内訳書の提出)

- 第9条 工事の入札参加希望者は、入札書の提出に併せ、工事に係る工事費内訳書を市長に提出しなければならない。
- 2 当該工事の入札参加希望者は、工事費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量を当該内訳書に記載し、全てについて見積額を記載するものとする。
 - 3 提出された工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該工事費内訳書を提出した入札参加希望者は、資格要件を満たしていないものとみなす。
 - (1) 記名押印がない場合(電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。)
 - (2) 工事名に誤りがある場合
 - (3) 工事費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量の全部又は一部について見積額の記載がない場合
 - (4) 入札書に記載した金額と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費の総額が相違している場合
 - 4 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - 5 提出された工事費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出することがある。
 - 6 提出された工事費内訳書は、竹原市情報公開条例(平成11年竹原市条例第15号)に規定する公文書となる。
 - 7 提出された工事費内訳書については、返却しないものとする。
 - 8 前各項の趣旨は、第5条の公告に表示する。

(入札及び開札の手続き)

- 第10条 提出された入札書又は工事費内訳書の引換、変更又は撤回は、認めない。
- 2 市長は、電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札の一部に書面入札による参加者がある場合は、当該参加者の入札書を開封してその入札金額等を電子入札システムに登録したうえで、電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。なお、当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
 - 3 市長は、開札の結果、第一落札候補者(最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が2人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた1人の入札者に限る。以下同じ。)を選定するものとする。なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が2人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて1人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、前項に規定する当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - 4 市長は、前2項の電子入札システムによる手続終了後、落札者を決定しないで開札手続

を終了するものとする。この場合において、市長は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、資格要件確認後落札者を決定する旨、落札者を決定したときは通知又は連絡する旨を宣言したものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第11条 市長は、前条の開札手続終了後、第一落札候補者に対し、公告に定める資格要件に応じて、別に定める資格要件確認書類提出書、技術者の資格・工事経験調書及び建設工事施工実績証明(願)書その他の資格要件の確認に必要な書類(以下「資格要件確認書類」という。)を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。

3 前2項の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合において、その者に対し指名除外の措置をすることがある。

(1) 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 資格要件の確認のために職員が行った指示に従わない場合

(3) 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

4 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

5 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で他の用途に使用しない。

6 前各項の趣旨は、第5条の公告に表示する。

(配置予定技術者の取扱い)

第12条 配置予定技術者は、契約日時点で配置することができる技術者を記載するものとする。なお、他の工事現場において現場代理人として配置している者を配置予定技術者とする場合は、当該他の工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付しなければならない。また、技術者の資格・工事経験調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)の記載を認めるものとする。

2 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名除外の措置をすることがある。

3 技術者の資格・工事経験調書の提出期限の翌日以後は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更を認めないものとする。

4 落札後、工事の施工に当たって、技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者を変更できる場合は、病休、死亡又は退職等の極めて特別なものに限る。

(落札者の決定方法)

第13条 市長は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類により工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとし、第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合(第9条第3項又は第11条第3項の規定により資格要件を満

たしていないものとみなす場合を含む。)はその者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、その後は、資格要件を満たしている旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から第11条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって(当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって)落札候補者として選ばれた1人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

2 前項の資格要件を満たしている旨の決定は、選定委員会の会長の承認を得た後、市長の決裁を受けて行うものとし、同項の資格要件を満たしていない旨の決定は、選定委員会の議を経た後、市長の決裁を受けて行うものとする。

3 前各項の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定した上で、その旨を当該工事の入札に参加した全ての者に通知するものとする。

(工事の資格要件を満たさない者の取扱い)

第14条 前条第2項の規定により資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、財政課長が入札の無効を決定した上で、市長は、その旨及びその理由を入札を無効とした参加者に通知するものとする。

2 前項の規定により入札を無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること(以下「不適合理由説明請求」という。)ができる。

3 不適合理由説明請求を行おうとする者は、第1項の通知を行った日から起算して3日以内に、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに、その理由を回答するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。